

議題 3 平成 28 年度地域密着型サービス事業 所整備の公募について

- 諮問事項の審議について(P1~2)
- 小規模多機能型居宅介護事業所に
ついて(P3~4)
- 小規模多機能型居宅介護事業所の
公募について(P5~6)
- 平成 28 年度地域密着型サービス事業所
整備事業者募集要項(P7~25)
- 応募様式(P26~50)



加賀市健康福祉部長寿課

平成 28 年 6 月 23 日

発 加 健 審 第 2 号

平成 28 年 6 月 6 日

加賀市健康福祉審議会

高齢者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会

会長 上 出 正 司



諮問事項の審議について（付議）

平成 28 年 6 月 6 日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第 2 条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

- (1) 地域密着型介護サービス事業所に関する事項

2 付議事項の審議方法

- (1) 前項第 1 号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。

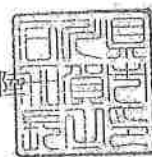


(諮問予定事項の概要)

発 加 地 第 26 号
平 成 28 年 6 月 6 日

加賀市健康福祉審議会
会長 上出 正司 様

加賀市長 宮 元



加賀市健康福祉審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

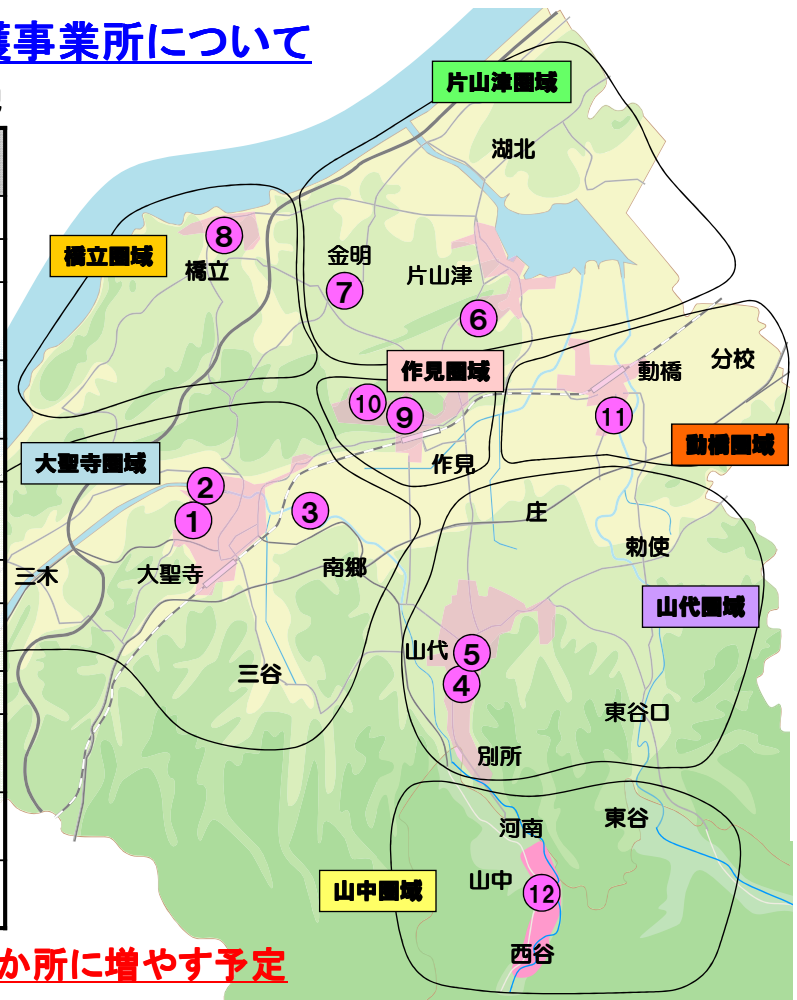
記

1. 地域密着型介護サービス事業所に関する事項

小規模多機能型居宅介護事業所について

小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

園域	事業所名	指定年月日
大聖寺	① 小規模多機能ホーム きょうまち	H19.10.1
	② 大聖寺 なでしこの家	H24.8.1
	③ 小規模多機能ホーム なんごうえがお	H26.4.1
山代	④ ニーズ対応型小規模多機能ホーム ききょうが丘	H19.5.1
	⑤ 山代すみれの家	H23.7.1
片山津	⑥ 小規模多機能ホーム いらっせ湖城	H23.4.1
	⑦ 小規模多機能ホーム きんめい	H26.4.1
橋立	⑧ 小規模多機能ホームはしたて	H22.10.1
作見	⑨ 小規模多機能ハウス さくみ	H21.9.1
	⑩ 小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	H24.7.1
動橋	⑪ 動橋ひまわりの家	H20.5.1
山中	⑫ 富士見通りお茶の間さろん	H25.4.1



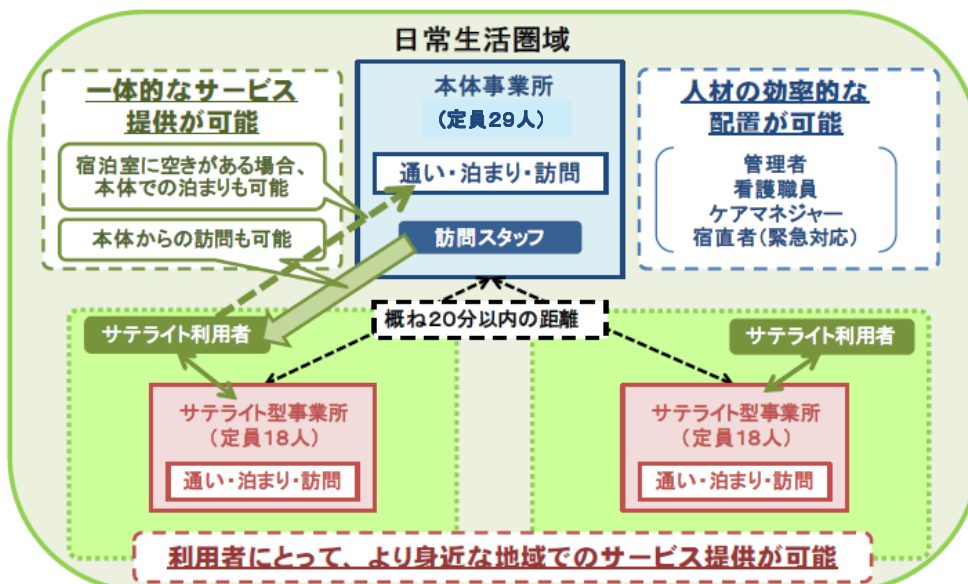
第6期中に事業所数は12→15か所に増やす予定

サテライト型小規模多機能居宅介護事業所の整備の検討について

「未整備地区に小規模多機能型居宅介護の整備を進める場合に、『サテライト型の小規模多機能型居宅介護』を合わせて検討するものとします。」(第6期計画より)

より身近な地域でのサービス提供を図るため、国の基準に準じて
加賀市のサテライト型事業所の設置基準を検討

【サテライト型事業所における具体的な事業運営イメージ】(国の基準)

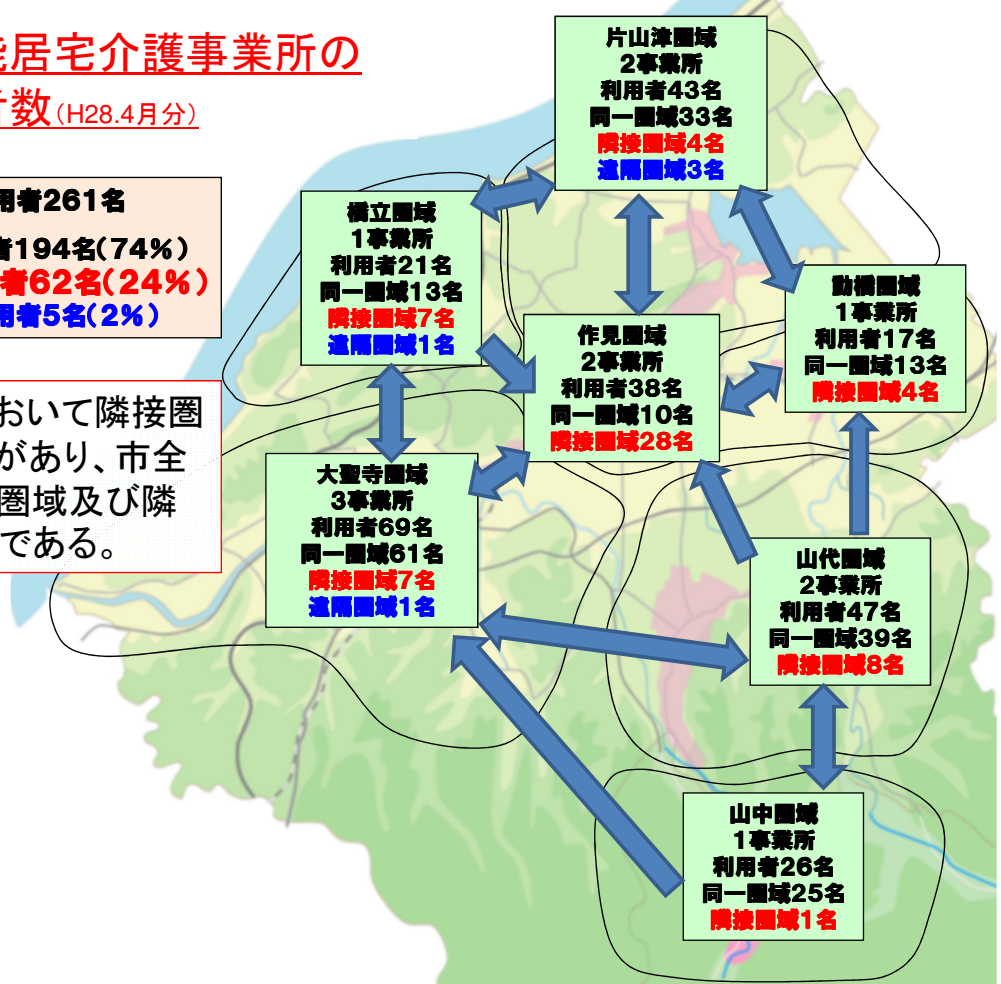


小規模多機能居宅介護事業所の

圏域別利用者数 (H28.4月分)

全12事業所利用者261名
 同一圏域からの利用者194名(74%)
 隣接圏域からの利用者62名(24%)
 遠隔圏域からの利用者5名(2%)

すべての圏域において隣接圏域からの利用者があり、市全体では概ね同一圏域及び隣接圏域の利用者である。



サテライト型事業所の設置については、本体事業所と同一の日常生活圏域及び隣接圏域での設置を検討していく必要がある。

また、サテライト型事業所における管理者や有資格者等の人員配置及び、本市のブランチにおける人員配置の取り扱い等についても検討する必要がある。

本市のブランチ体制は1年が経過し、運用体制が定着しつつある。

各地域へのサービス供給の面から、設置圏域や人員配置の基準を設けることとし、サテライト型事業所については平成30年4月までに開始したい。

これらのことを踏まえて、今回の公募においては本体事業所のみの公募とする。

小規模多機能型居宅介護事業所の公募について

第6期加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画に基づく
小規模多機能型居宅介護事業所の整備方針(整備圏域の決定)
国の示す2025年の小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標

人口1万人規模の日常生活圏域(中学校区)に対し2事業所(≒人口5,000人に対し1事業所)

医療・介護制度改革について 社会保障と税の一体改革調査会総会資料より抜粋(H23.11.16)

日常生活圏域ごとに必要量を算出

圏域	大聖寺	山代	片山津	橋立	動橋	作見	山中	市全域
事業所数(H27.10)	3	2	2	1	1	2	1	12
総人口推計(2025年)	14,397	14,502	8,008	2,503	5,314	6,367	6,751	57,842
必要事業所数(2025年)	3	3	2	1	2	2	2	15
過不足	0	-1	0	0	-1	0	-1	0

※山代、動橋、山中圏域で人口規模に対する事業所数に不足

第6期中に上記の3圏域で1事業所ずつ整備

整備地区 ⇒ 人口規模・既存事業所(小規模多機能)の整備状況を勘案し選定

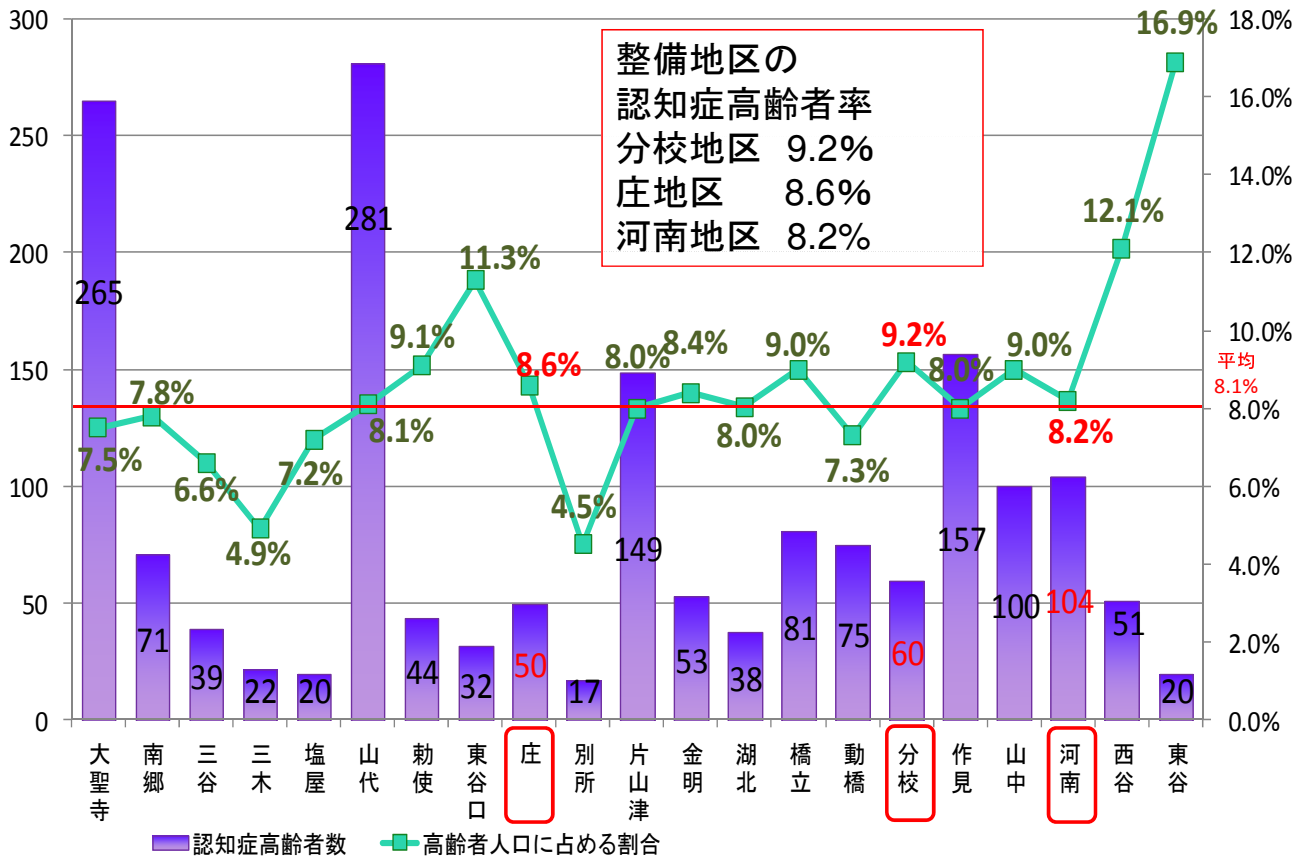
第6期加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画に基づく
小規模多機能型居宅介護事業所の整備方針(整備地区の決定)

7圏域	整備地区設定	総人口 (H37.10.1)	65歳以上	高齢化率	介護サービス事業所(H27.10.1現在)													小規模多機能	総計
					訪問介護	訪問看護	通所介護	認知症デイ	通所リハビリ	短期入所(生活)	短期入所(療養)	特定施設	居宅介護支援	特養	密着型特養	老健	グループホーム		
山代	山代	9,770	3,733	38.2%	2	1	5	1	1	1			2		1		1	2	16
	庄	2,250	788	35.0%														0	0
	勅使	1,568	518	33.0%	2	1	2	1		2		1	1		1		1	12	12
	東谷口	914	353	38.6%														0	0
動橋	動橋	3,234	949	29.3%						1					1			1	3
	分校	2,080	753	36.2%			1											1	1
山中	山中	3,362	1,515	45.1%			2			1				1	1	1	1	1	8
	河南	3,389	1,151	34.0%	1	1	3		1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12

※山代地区は別所地区を含む、山中地区は西谷・東谷地区を含む

庄 地区: サービス事業所がなく、人口規模も2番目に大きい
分校地区: 2つの地区から成る圏域で、動橋は小規模が整備済み
河南地区: 人口規模が大きく圏域北部には小規模がないため

地区別(21地区)認知症高齢者数と認知症高齢者率



要介護認定調査における認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上的人数(平成27年10月1日現在)

小規模多機能居宅介護事業所の公募地区の決定

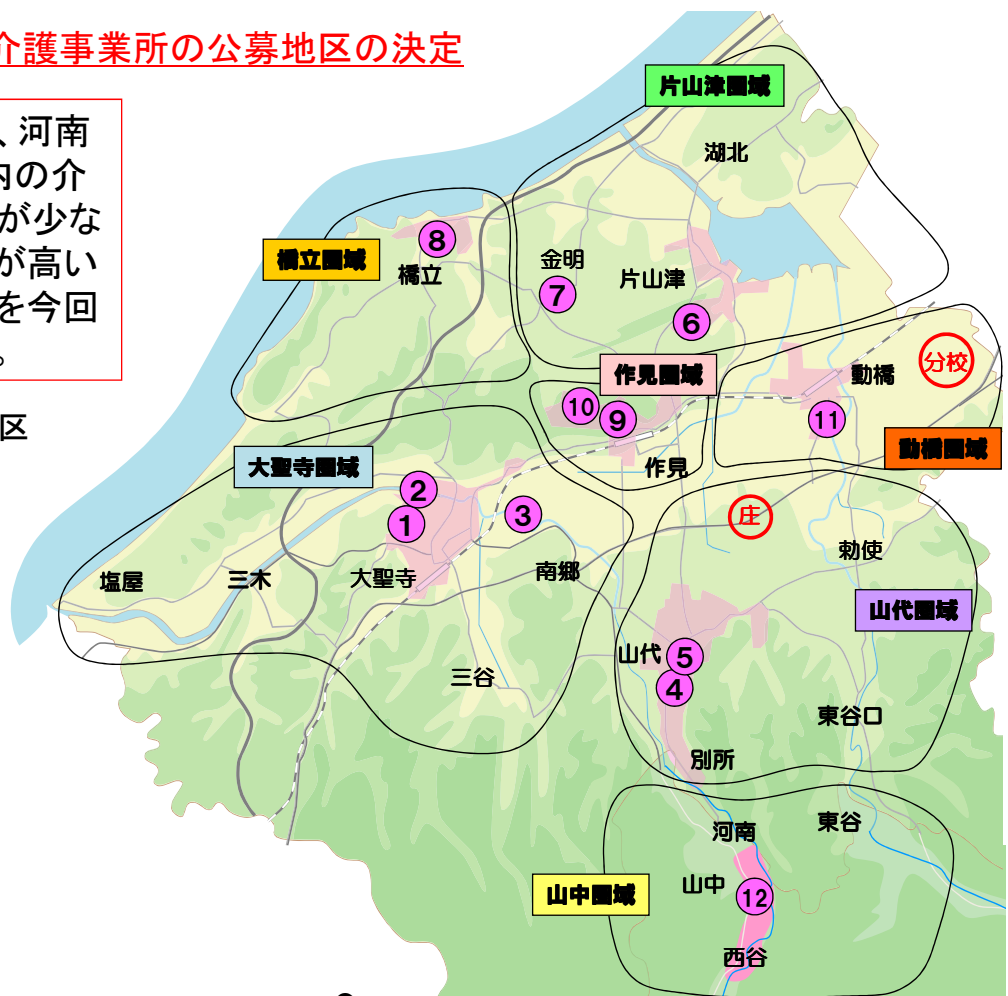
庄地区、分校地区、河南地区のうち、地区内の介護サービス事業所が少なく認知症高齢者率が高い
庄地区、分校地区を今回の公募地区とする。

庄地区

加茂町
西島町
七日市町
七日市新町
庄町
津波倉町
桑原町
若葉台

分校地区

高塚町
打越町
箱宮町
分校町



平成 28 年度小規模多機能型居宅介護事業所 整備事業者募集要項

1 趣旨

高齢者お達者プラン（第 6 期加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス基盤の整備について、高齢者の状態や希望に応じて「通い」「泊まり」、自宅への「訪問」といったサービスを柔軟に組み合わせて提供する事業所の設置を図ることを目的とする。

2 募集する地域密着型サービスの種類、地区（圏域）及び箇所数

サービス種類	地区（圏域）	箇所数	開設時期
小規模多機能型居宅介護	庄地区（山代圏域） ・ 分校地区（動橋圏域）	各地区 1 ヲ所	平成 29 年 4 月 1 日迄

※庄地区（山代圏域）…加茂町、西島町、七日市町、七日市新町、庄町、津波倉町、桑原町、若葉台

※分校地区（動橋圏域）…高塚町、打越町、箱宮町、分校町

3 要件

- (1) 整備主体は、原則として介護保険事業又は医療・福祉事業の運営の実績・経験のある法人であること。なお、新規に介護保険事業を開始しようとする場合は、経験のある事業者との連携及び熟練したスタッフの採用が確保されていること。
- (2) 小規模多機能型居宅介護の本体事業所の整備のみとし、既存小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型事業所の整備は認めない。
- (3) 既存の小規模多機能型居宅介護事業所から半径 500m の範囲に新規事業所の整備は認めない。
- (4) 事業所の面積に関わらずスプリンクラーの設置を必須とし、その他消防法令等に定める認知症高齢者グループホームに準じた消防設備を設置すること。
- (5) 整備予定地や建物は、面積、形状、道路付、給排水、農地法、都市計画、景観計画、環境保護、文化財保護などの点から支障がないこと。
- (6) 整備事業所には介護予防拠点を併設整備すること。また、今後、介護予防拠点で取り組む内容を踏まえ、必要な面積を確保すること。
- (7) 原則として、平成 29 年 3 月 31 日までに工事を完了（加賀市による検収が終了）できること。
- (8) 加賀市の推進する行政プランに配慮すること。
- (9) 整備する建物は、新築物件か既存施設の改修であるかは問わない。地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗、市の遊休地など地域の既存資源の有効活用に配慮すること。また、いずれの場合であっても、高齢者の日常生活の場としてふさわしい場所となるよう、景観や建物構造（自宅らしい雰囲気）に十分留意すること。

※有効活用を希望される市所有地については長寿課にお問い合わせください。

4 提出書類

(1) 提出書類

「応募に係る提出書類一覧」**別添 1**のとおり

様式の電子データは、加賀市ホームページ (<http://www.city.kaga.ishikawa.jp/>) の「サービス事業者向け情報」(ライフイベント「高齢者」) からダウンロードできます。

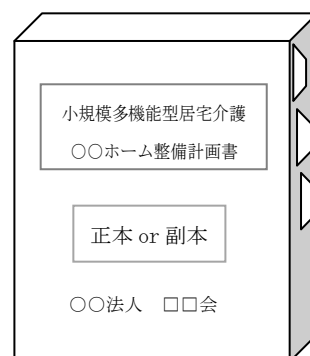
(2) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部を提出

あわせて電子媒体 (Word、Excel、PDF、画像データ等) での提出が可能な書類は、CD (DVD) -R (W)、MO、FD、USB メモリー等に記録しウイルスチェックを実施した上、提出すること (整備予定地の写真についてはデジタルカメラ等により撮影した電子媒体で提出すること)。

(3) 体 裁

- ①各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則 A 4 サイズとすること (図面等やむを得ないものは A 3 サイズとする)。
- ②項目の目次を付けること (通しのページ番号は不要)。
- ③項目ごとに文字表記のインデックスを付けること。
- ④提出書類は左側に 2 穴をあけフラットファイルに綴じること。



5 整備事業者の選定方法

書類、応募要件の審査並びに、中小企業診断士による経営診断の結果、事業の運営・継続が可能と判断される事業者について以下の手順で整備事業者を決定します。

- ① 高齢者分科会地域密着型サービス整備部会の専門委員による実地調査・ヒアリング**別添 2**を実施し、4 名の専門委員が整備事業者の優先順位を決定します。
- ② 高齢者分科会による選考審議を行います。
- ③ 上記の意見を踏まえ、総合的に評価し加賀市長が整備事業者を決定します。

※たとえ 1 地区において 1 事業者の応募の場合でも、審査の結果、適正な事業運営が見込まれないと判断される法人については、選定の対象にならない場合もあります。

※①については非公開とします。

※高齢者分科会委員の実地調査及びヒアリングへの出席は認めません。

※高齢者分科会において整備事業者の選考審議にあたり、応募のあった事業者と利害関係を有すると認められる分科会委員は、加賀市健康福祉審議会規則第 5 条の規定により、当該審議に参加できません**別添 3**。

6 選定基準

「加賀市介護サービス基盤の整備及び運営指針」**別添 4**及び「小規模多機能サービス拠点の計画
目指すべき方向性と考え方(改訂版)」**別添 5**(社団法人日本医療福祉建築協会)を選定基準とし、
書類審査・経営診断・実地調査・ヒアリングの結果をもとに「応募事業者点数表」を用いて点数化
し評価します。また、整備事業者選定の際に既存事業所から 1.0km を基準として距離に応じた配点
(減点)を行います。**別添 6**

7 整備補助金について

今回、選定された事業計画の整備については、次のとおり加賀市から石川県の介護基盤施設等
整備費補助金を活用した補助金を交付する予定であることから、設立趣意・計画書における資金
計画には、補助金が交付されるものと仮定し記載して差し支えありません。

サービス種類	補助金額(限度額)	補助金予算案 内訳
小規模多機能型居宅介護	46,089 千円	本体整備費 32,000 千円 施設開設準備経費 5,589 千円 ※宿泊定員数×621 千円 介護予防拠点整備費 8,500 千円

※留意点

補助金の額については、石川県からの補助金交付決定の関係上、変更となることがあります。

○対象経費

● 本体整備費

小規模多機能型居宅介護事業所の整備のために必要な工事費、工事請負費及び工事事務費(工
事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本
費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とす
る)

※ 土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用、その他
施設整備費としては適当と認められない費用は対象となりません。

● 施設開設準備費

小規模多機能型居宅介護事業所の整備のために必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入
費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、委託
料

※ 開設日以前より最大 6 か月以内の費用を対象とします。

● 介護予防拠点整備費

整備のために必要な工事費、工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に
要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ

の額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする)

なお、補助金交付の対象となる事業者は下記法人に限ります（補助金の交付が受けられないだけであって、下記以外の法人が応募できないものではありません）。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 33 条により設立された一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）により設立された農業共同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社

8 審査結果の通知等

- (1) 応募のあったすべての整備希望者に対し、審査結果を文書で通知します。
- (2) 整備事業者の決定に際し、高齢者分科会地域密着型サービス整備部会の専門委員及び高齢者分科会委員より整備・運営等に関する意見が付与される場合があります。
- (3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としません。
 - ① 提出書類に不備がある場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③ 提出書類の内容が応募要件に合致しない場合
 - ④ ヒアリングに出席しない場合
 - ⑤ 整備事業者が、選定基準に反する不適切な選定を行うよう働きかけを行ったと認められる場合
- (4) 整備事業者として決定した場合は、あらためて加賀市へ介護保険法に基づく指定申請（補助対象事業者の場合はあわせて補助金交付申請）を行っていただきます。

9 その他留意事項

- (1) 応募に関する一切の費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、整備希望者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由を問わず返却しません。ただし再利用が可能な MO, USB メモリー等についてはファイルコピー後、返却します。
- (3) 提出された書類は、審議会、ホームページ等において完全公開を予定していることから、個人情報等の非公開を希望する部分については、あらかじめ提出時に申し出てください。
- (4) 応募・審査状況等の確認についての問い合わせには、応じません。

- (5) 事業所指定に係る基準は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）」、「加賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「加賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、「地域密着型サービス事業所の人員配置（兼務）基準について」（平成 27 年 2 月 26 日発加長第 741 号）等を参照してください。
- (6) 整備予定地の選定に際し、不明な点があれば長寿課までご相談ください。

10 応募期間及び提出先等

(1) 応募期間及び受付時間

平成 28 年 6 月 24 日（金）から平成 28 年 8 月 12 日（金）まで（土曜・日曜・休祝日を除く）。
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（時間外の受け付けはしません）。

(2) 提出場所

加賀市役所 健康福祉部 長寿課

石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地（加賀市役所別館 1 階）

電話：0761-72-7853（直通）

担当：橋本

(3) 提出方法

事前に電話で提出日時の予約を行った上、ヒアリング出席予定者が直接持参してください。
郵送による提出は認めません。

11 今後のスケジュール（予定）

6 月 24 日（金） 事業者説明会

公募開始

8 月 12 日（金） 公募締め切り

8 月 下旬 経営診断

高齢者分科会地域密着型サービス整備部会（実地調査・ヒアリング）

9 月 上旬 第 2 回高齢者分科会（整備事業者選考審議）

9 月 中旬 整備事業者の決定・結果通知発送

別添 1

応募に係る提出書類一覧

ファイルには次の順で綴りインデックスを付けてください。

提出書類		留意事項	様式	確認
応募書類	1	応募申込書	所定の様式	様式1
	2	設立趣意・計画書	所定の様式	様式2
	3	応募者チェックシート	所定の様式	様式3
法人の概要	4	法人登記簿謄本の写し	応募提出日前3か月以内に発行されたもの	
	5	法人の定款または寄付行為の写し	当該事業実施が定款等に記載がない場合は、定款等の変更予定について記載した文書を添付すること	
	6	給与規程の写し		
	7	就業規則の写し		
	8	役員等名簿	所定の様式	様式4
	9	既存事業概要・パンフレット		
	10	決算報告書	直近 3 年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録、株主資本等変動決算書及び別表付法人税申告書の写し)	
	11	既存事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況等	直近2年間に受けた監査・指導に係る文書の写し	
	12	納税証明書 (非課税事業者除)	県内に本店、営業所等を有する業者 県外に本店、営業所等を有する業者	県税24号の2その3 国税その3の3
				国税その3の3
	13	市税等納付状況調査同意書	証明済みの書類	様式5
建物の概要	14	建物計画図	平面図、立面図、配置図が記載されているもの(平面図には部屋別面積を記載)	
	15	不動産の登記簿謄本の写し	土地および家屋の応募提出日前3か月以内に発行されたもの ※応募の段階では所有権を有していない場合は、売買もしくは賃借が確定であること	
	16	周辺地図	既存の小規模多機能事業所からの距離が記載されたもの	
	17	工事工程表	様式自由	
	18	現況写真	外観、建物内部のイメージがつかめる写真を 10 枚程度デジタルカメラにより撮影し、プリントしたもの及び電子データを提出	
配置職員等	19	代表者の経歴書	所定の様式	様式6
	20	管理者予定者の経歴書	所定の様式	様式6
	21	介護支援専門員の経歴書	所定の様式	様式6
資金計画等	22	資金計画書	所定の様式	様式7
	23	収支等見込書	所定の様式	様式8
	24	借入金償還計画書	所定の様式(借入金がない場合は不要)	様式9
	25	預金残高証明書	自己資金分の預金口座、応募提出日前1か月以内に発行されたもの(原本)	
	26	地元説明経緯(予定)書	所定の様式	様式 10

※新規法人を設立される場合は、提出書類が異なりますので、事前に連絡をお願いします。

別添 2

実地調査及び応募事業者ヒアリングについて

1. 日程等

実地調査及びヒアリングの日程・場所等については、応募書類の提出のあった事業者へ通知します。（場所は加賀市役所内の会議室の予定です。）

2. 出席者

ヒアリングへの出席者は、代表者、管理者予定者、実際の事業運営に携わる予定の者のうち合計3名以内とします。実際の事業運営に携わらないコンサルタント等の出席は認めません。

※高齢者分科会委員のヒアリングへの出席は認められません。

3. 実地調査内容

地域密着型サービス専門部会委員及び事務局が現地を確認しますので、整備内容を説明できる担当者が現地で待機してください。

4. ヒアリング内容

① 事業計画の説明(20 分以内)

応募事業者から、事業運営の理念や具体的な事業計画を説明してください。

説明にあたっては、応募書類以外の追加説明資料の提示やパワーポイント等によるプレゼンテーションを行うことも可とします。

（プロジェクター及びスクリーンは市が準備することもできます。）

② 質疑応答(20 分～30 分程度)

地域密着型サービス専門部会委員及び事務局から事業計画、応募書類等の内容について確認、質問を行います。

5. その他

実地調査及びヒアリングは非公開とします。

加賀市健康福祉審議会規則

〔平成 17 年 10 月 1 日〕
規 則 第 6 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加賀市健康福祉審議会条例(平成 17 年加賀市条例第 119 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、加賀市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の付議)

第 2 条 審議会の会長は、市長の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

(分科会の所掌事務)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項各号に規定する分科会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者分科会

- ア 高齢者福祉計画に関する事項
- イ 介護保険事業計画に関する事項
- ウ 公的介護施設等の計画及び整備に関する事項
- エ 地域包括支援センターの運営に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の福祉を推進するために必要な事項

(2) 障害者分科会

- ア 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項
- イ 地域生活支援事業の評価に関する事項

(3) こども分科会

- ア 次世代育成支援対策地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- イ 子ども・子育て会議に関する事項(子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に掲げる事務)
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童福祉を推進するために必要な事項

(4) 健康分科会

- ア 健康増進計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(分科会の副会長)

第 4 条 条例第 8 条第 4 項の会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代理するため、分科会に副会長を置くことができる。

2 副会長は、分科会の委員の互選により定める。

(専門部会)

第 5 条 条例第 9 条に規定する専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

- 2 部会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。
(委員の除斥)

第 6 条 議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。
(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 1 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

「利害関係」の基本的な考え方について

◎雇用関係（委嘱した委員本人が審議案件に係る会社等の職員である場合）

区分	内容	利害関係
直接的	・ 支配力を有する地位 (意思決定に影響を及ぼすことができる地位) ※ 報酬の有無は問わない。臨時的な任用の場合も含む。	有
間接的	・ 一般従業員 (意思決定に影響を及ぼすことができない地位) ※ 正規・臨時の区別を問わない。派遣（委託）従業員を除く。	有

◎親族関係（委嘱した委員本人と審議案件に係る会社等の職員との関係）

区分	内容	利害関係
直接的	・ 配偶者及び 3 親等以内の血族、3 親等以内の姻族 ※ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、伯父（叔父）伯母（叔母）、甥姪の関係にある場合	有
間接的	・ 配偶者及び 1 親等以内の血族 ※ 配偶者、子、父母の関係にある場合	有

◎その他の関係

内容	利害関係
・ 委嘱した委員が、社会通念上、審議案件に係る会社等と何らかの関係を有し、その度合いが大きい場合	有

加賀市介護サービス基盤の整備及び運営指針

1 目的

地域において高齢者の生活を支えるために必要な基盤として、公的な介護サービスは必要不可欠なものとなってきた。加賀市においては、今後ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、認知症高齢者が急増することが予想され、こうしたなかで高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備及び適正な運営を推進するため、この基本指針を策定する。

2. 介護サービス基盤整備の基本的考え方

加賀市の介護サービス基盤整備は、次の考え方により整備を推進するものとする。

(1) 介護予防の推進

高齢者が健康で生き生きとして生活を送るように支援していくことは極めて重要であり、高齢者が要介護状態になったり、要介護状態が悪化しないようにする「介護予防」の取り組みを強力に推進する必要がある。そのため介護サービス基盤においても、利用者の生活機能の回復につながるような介護予防サービスの充実という観点に立って整備を推進する。

介護予防の取り組みには、「地域支援事業」として実施されるもの、「予防給付」として実施されるもの、地域住民等の自主的な活動として実施されているものなどがあるが、介護サービス事業者は、これらの介護予防の中核機関となる「加賀市地域包括支援センター（高齢者こころまちセンター）」との連携が特に重要となる。

(2) 中重度者を支える地域密着型サービスの充実・強化

要介護状態になっても自宅で介護を受けたいとする人が多い中で、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している方が多い一因は、居宅サービスが中重度者を24時間365日体制で支えるものとなっていないことが挙げられる。

常時介護を必要とする高齢者が居宅で暮らすことが困難な場合のため、介護保険施設の基盤は必要であるが、既に加賀市では中重度の要介護認定者がほとんど入所可能な施設定員数が確保されている。

そのため今後の介護サービス基盤整備は、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で日常生活を営むことが継続できるように、地域密着型サービスに重点を置くものとする。

具体的には小規模多機能型居宅介護の整備、認知症高齢者グループホームの多機能化などにより、地域の要介護高齢者に24時間365日の安心と安全を提供できるサービス基盤の整備を図る。

(3) 質の高いサービスの確保

介護サービスについては、量的な整備とともに質の向上を図る必要がある。サービスの質という面では、介護サービスに携わる人材の養成、資質向上のための研修体制が重要な課題となる。介護サービス基盤を整備する事業者は、常に質の高いサービスを提供することを最優先に心がける必要があり、自らのサービスに従事する者に対しては専門的な資質の向上を図るための研修体制が求められる。

また、利用者からの苦情を懇切丁寧に対応しサービス運営に反映させることや、適切な契約締結の推進などに積極的に取り組むことが重要である。

在宅サービスと施設サービスの連携、新しい認知症ケアの充実など未来志向・先駆性の高い事業の実施を視野に入れ運営に取り組まれることも望まれる。

(4) 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要である。そして、介護サービス事業者には、認知症の専門的な知識と技術が求められる。

今後の介護サービスは、認知症高齢者が住みなれた自宅や地域で介護サービスを確保できるようにする観点から、認知症高齢者に保健、医療及び福祉の専門的観点から適切な評価（アセスメント）を行った上で、高齢者と家族に対して状態に応じて必要とされるケアを継続的に提供する基盤を、優先して整備していく必要がある。

基盤整備にあたっては、認知症の利用者の行動様式、特性にあわせた動線及び設備の配置に十分配慮し、旧来のサービス提供者本位の集団ケアではなく、新しい利用者本位の個別ケアの考え方を基本としたサービス提供を行うものとする。

(5) 地域包括ケア体制の整備

地域における高齢者の生活を支えるために必要な基盤は、公的な保健・福祉サービスや医療機関だけでなく、インフォーマルな社会資源や住環境、さらにこうした地域資源をつなぐネットワークが重要である。「地域包括ケア」を実現するためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要となっている。

介護サービス事業者は、自らのサービス提供のみで高齢者を支えるのではなく、保健・福祉・医療の各種関係機関、地域住民を主体とした自主的な取り組みやボランティア活動などと連携し、元気な高齢者や地域住民が参加する「共存型」の運営を目指すものとする。

具体的には、公民館等の地域の各種団体などとの連携を通じて地域の高齢者、主婦、学生等の運営への参画が図られるとともに、地域住民と利用者の交流の機会が設けられるものであること、また事業者の専門性を活かした地域住民への介護教室・出前講座の開催や相談窓口の設置等、地域に開かれた運営に取り組まれることが求められる。

(6) 地域に分散した小規模なサービス

定員数の多い大規模な施設への入所は、高齢者が住みなれた地域から切り離されることになり、なじみの環境で暮らし続けることが困難になることが多い。

今後の介護サービス基盤は、大規模集合型から地域分散型の小規模なサービス形態へ転換を図る必要がある。

今後、公的な大規模施設を新設整備することは、国・県市の財政面からも困難であり、まちづくり、地域の活性化などの面からも既存施設（古民家、空き店舗、廃業旅館など）を活用した整備を行うことが求められる。

具体的には、既存大規模入所施設の定員の一部を、地域に分散して、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型介護保険施設などへ転換するなどが考えられ、地域分散型の小規模サービスの整備を推進していくものとする。

3 地域密着型サービス事業者の指定等について

介護サービス基盤の中で、市町村が指定指導権限を有する地域密着型サービスについては、上記2の考え方に基づきサービス提供できる事業者を指定するものとし、介護保険関係法令・通知以外に次のとおり取り扱うものとする。

(1) 整備に係る事前協議

① 公募

加賀市は、加賀市介護保険事業計画に位置づけられた事業については、事前協議を行う期間を定めて整備希望事業者を公募する。

事前協議内容については、加賀市住民に対して完全公開とし、加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会（加賀市健康福祉審議会条例第7条に規定する高齢者分科会をいう。以下「高齢者分科会」という。）において審査・選考を行なうものとする。

なお、審査・選考にあたり必要に応じて、地域密着型サービス専門部会及び整備予定の日常生活圏域の住民の意見を聞くものとする。

② 個別協議

加賀市介護保険事業計画における介護保険サービス量の見込みを逸脱しない範囲で、既存施設からの転換により地域密着型サービス事業所を整備しようとするものについては、公募によらず個別協議で整備事業者を選定するものとする。この場合においても、事前協議内容は完全公開とし、高齢者分科会において承認を得るものとする。

③ 事業者指定

市長は、上記①及び②において承認された事前協議事業者を整備事業者として選定し、事業者指定を行うものとする。

(2) 整備事業者の選定及び事業者指導に関する事項

地域密着型サービス事業所を整備する事業者を選定する場合及び加賀市が指定地

地域密着型サービス事業者に対して行う指導については、次の事項を勘案するものとする。

(1) 設置主体

地域密着型サービス事業所の設置主体は次のすべてを満たすものであること。

(ア) 原則として介護保険事業又は医療・福祉事業の運営の実績・経験がある法人であること。実績・経験がない法人の場合は、経験のある事業者との連携及び熟練したスタッフの採用が確保されていること。

(イ) 関係法令で定められた要件以外においても、介護保険事業に携わることがふさわしくないと判断される者が、法人役員等に入っていないこと。

(ウ) 事業を継続的に実施する資金力があり、経営の安定性のある法人であること。

(2) 事業所の立地要件等

① 住宅地への整備促進

施設の整備を促進する上で、自宅での暮らし、普通の暮らしの継続という視点、家族との連携や地域との交流を確保する観点から、住宅や商店のある幹線道路沿いや集落地域内など、家族や地域との交流が確保される地域に事業所を整備すること。

② 土地・建物の権利所有関係

事業所を整備する土地・建物は、設置者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。

③ 設計等

事業所の設計に関しては、高齢者にやさしいデザインとし、家庭的な雰囲気が保てるよう配慮すること。特に入居系サービスについては、介護する側の利便性のみを考慮したもの（回廊型や居室がハモニカ型に並ぶなど）によることなく、入居する高齢者にとっての生活の場として、暮らし続けることができる設計であること。

④ 地域の理解

事業所の整備を計画するにあたり、事前に地域住民に説明会を行うなど十分な理解を得ていること。

⑤ 関係諸法の遵守

建築基準法や消防法等の関係諸法の基準を遵守するとともに、所管の指導に従うこと。

(3) 制度の理解と活用

① 権利擁護制度の理解と活用

高齢者虐待防止法、成年後見制度、福祉サービス利用支援事業などの内容を理解し、利用者が制度を活用できる体制を整えること。

② 評価の理解と活用

自己評価・外部評価の意義を理解し、具体的な改善に取り組むこと。

③運営推進会議の活用

サービスや運営の実態について運営推進会議を活用し検討を図り、改善に取り組むこと。

(4)運営体制

①適正な契約と同意

事業所のサービス提供方針や利用料金について、利用者・家族へ懇切丁寧に十分な説明を行い、理解を得て契約を行う体制となっていること。特に利用者が低所得者であることや支援が困難と思われることを理由にサービス提供を拒否しないこと。

②利用者意見の尊重

利用者の意見・不満・苦情を日常的に把握するとともに、それらを定期的に確認する機会を設け運営に反映させること。

③家族意見の尊重と報告

家族の意見・不満・苦情を把握する機会を設けるとともに、利用者の日常の暮らしぶりや健康状態・金銭管理・職員の変更等について、家族へ定期的な報告を行い、事業所行事に家族が参加するなど具体的な交流の取り組みを実施し、また入居系サービスにあっては、家族会を設けること。

④職員の意見の尊重

代表者や管理者は、介護職員等の意見・不満・苦情を聞く機会を設け、運営に反映させる体制をとること。

⑤適切な勤務体制

(ア)利用者の状態や生活の流れに応じた支援が行われるよう、随時、職員の勤務体制の見直しを行うこと。

(イ)勤務体制については、労働関係法令を遵守し、職員の悩みやストレスを日常的・定期的に解消する方策をとること。

(ウ)代表者は、管理者や職員が向上心を持って働けるよう、個々の努力や実績を評価し、労働条件の向上(賃金への反映など)や環境づくりに努めること。

⑥人材育成等

(ア)管理者や介護職員等に対する研修計画を策定し、計画的に研修を受講させること。また、法人内部においても勉強会や検討会を開催すること。

(イ)国、県、市及び事業者団体等が実施する研修には、介護職員等のみならず開設者や管理者も積極的に参加すること。

(ウ)研修が確保される勤務の配置と体系を組むこと。特に介護職員等に対しては、身体的にも精神的にも疲労が重ならない配置、勤務体系を確保すること。

(5)地域との支え合い

サービス利用者が地域に支えながら生活できるように、地域の様々な人や団体及びサービス資源と協働して、多様なサポート体制の構築を目指し、支え合う地域づくりのために次の事項に積極的に努めること。

(ア)事業所は地域に根ざしたものであることが期待されることから、地域になじみの深い市民の利用・入居を尊重すること。

(イ)日常から利用者と地域との交流を図り、町内会、公民館等、地域の各種団体とのネットワーク形成を図ること。

(ウ)地域住民が利用者と交流できる場所・機会を設けること。

(6)関係づくりと支援

①職員との関係づくり

職員は利用者となじみの関係を築き、介護される一方の立場に置かず、喜怒哀楽を分かち合う対等の関係が保てるような支援をすること。

②家族との関係づくり

利用者と家族との関係が保たれるような支援をすること。

③大切な人との関係づくり

利用者が大切にしている知人、友人、地域との関係が途切れないような支援をすること。

(7)ケアマネジメント

①介護計画の作成と見直し

介護計画については、本人にとっての課題を本人や家族等を交えてチームで検討する体制をとること。本人の状態や生活の変化に合わせてカンファレンスを開催し、見直しを行うこと。

②医療との連携

かかりつけ医と関係を築きながら適切な医療を受けられるように支援をすること。認知症の利用者ため、認知症の専門医等と相談できる体制となっていること。

③重度化への対応

重度化する状態変化に応じて、利用者一人ひとりの事業所の対応方針を定め支援をすること。終末の在り方については利用者・家族の意向を継続的に確認しながら、利用者・家族が安心し納得した終末期を送れるよう支援を行うこと。

④認知症ケアへの理解と対応

(ア)客観的、医学的、ケア学的に合理的なケアを提供し、利用者の尊厳の確保と自立の支援に努め、その人らしい暮らしの保障に努めること。

(イ)認知症の利用者には、厚生労働省及び加賀市が推進する「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」の活用を図ること。

(ウ)スタッフの中から1名以上のキャラバンメイトを養成し、その他の職員はすべて認知症サポーターであること。また事業者として地域・家族への認知症啓発事業を実施すること。

(8)その人らしい暮らしへの支援

①一人ひとりのペースの尊重

ケア提供にあたっては、職員側の都合や業務優先ではなく、一人ひとりのペースを保ちながら暮らせるよう支援すること。

②食事を楽しむことへの支援

食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事をする事。

③トイレで用を足すことの支援

トイレの位置及び数を適切に配置し、排泄の失敗やおむつの使用を減らし、尊厳を保ちながらトイレで排泄できるように支援をすること。

④入浴を楽しむことができる支援

曜日や時間帯を職員の都合で決めることなく、利用者の希望やタイミングにあわせて、入浴を楽しめるように支援をすること。

⑤日常的な外出支援

利用者が事業所の中だけで過ごすことなく、積極的に外出し、日常を楽しめるように支援をすること。

⑥身体拘束をしないケア

すべての職員が居室や玄関に鍵をかけることの弊害や身体拘束の禁止の対象となる行為を正しく理解し、身体拘束をしないケアを実践すること。

⑦リスクの把握と対応

利用者の転倒等のリスクとその対応策について、家族等に事前説明を行い、抑圧感のない暮らしの大切さや対応内容について理解を得ること。

⑧事故への対応

けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明などの緊急事態の対応マニュアルを整備し、すべての職員に応急手当の訓練を定期的に実施していること。

⑨健康面の支援

利用者には服薬支援、個別の便秘予防、口腔内の清潔保持、個別の栄養摂取状況の把握、感染症予防に取り組み、食材等の衛生管理を日常的に実行すること。

(9)生活環境づくり

①親しみやすい環境づくり

利用者や家族、近所の人にとって親しみやすく、安心して出入りができるように玄関や建物周囲の環境を整備すること。

②居室の環境づくり

入居系サービスの居室は、利用者一人ひとりにあわせて、使い慣れたものや好みのものを活かした工夫を行うこと。

③居心地よい共有空間づくり

共用の空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）は、利用者にとって不快な音や光がないよう配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をする。

(10)加賀市との連携

介護サービス事業者は、常に加賀市と連携・協力し、次の事項について積極的に

努めること。

(ア)加賀市からの調査等については協力するとともに、指導助言を受けた場合は必要な改善を行うこと。

(イ)加賀市の開催する研修会には必ず参加すること。（既に受講している研修やそれに類似する研修を除く）

(ウ)加賀市介護サービス事業者連絡会に参加すること。

(エ)加賀市からの委託事業については、できる限り受託するよう努めること。

(11)災害発生時の対応

地域の災害発生時においては、担当している利用者の安否確認を行うとともに、被災状況に応じ必要な支援を行うこと。

(12)市民雇用の促進

従業員（非常勤・臨時職員を含む）については、加賀市民の雇用をできる限り優先すること。

4 他市町村と地域密着型サービス事業者について

(1) 加賀市外の地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービスは、現に加賀市に居住している高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスであることから、加賀市が他市町村にある事業所を指定することは原則として行わないものとする。

(2) 他市町村による加賀市内の地域密着型サービス事業者の指定

他市町村から加賀市に対して、加賀市内の地域密着型サービス事業者を指定するための協議があった場合については、当該事業者のサービス提供状況（加賀市民の待機者がいないことなど）を考慮し、個別に指定に同意するかの検討を行うものとする

(3) 他市町村からの転入者による市内地域密着型サービス事業所の利用

他市町村に居住していた者が転入と同時に入居系の地域密着型サービスを利用することや、加賀市の被保険者であっても実際には加賀市内に居住していなかった者が市内の地域密着型サービスを利用することは、住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスである地域密着型サービスの趣旨から、望ましくない利用形態である。

地域密着型サービス事業者がサービス提供を開始する際には、利用者が現に市内に継続して居住する、又はしてきた者であるかどうかの確認を行った上で、利用決定を行うものとする。

別添 5

小規模多機能
サビズ拠点の計画

目指すべき方向性と考え方

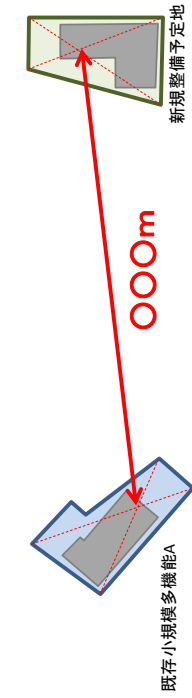
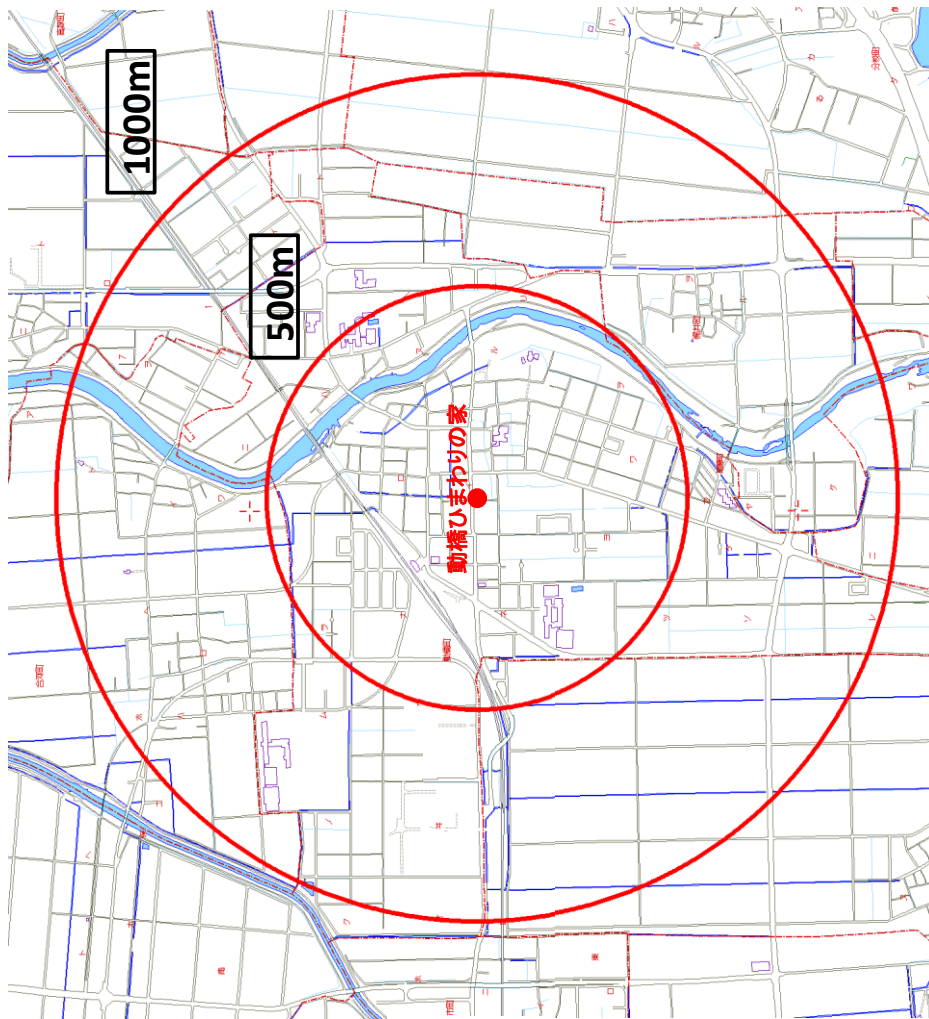
改訂版

JIHa

公益法人 日本建築学会 建築協会

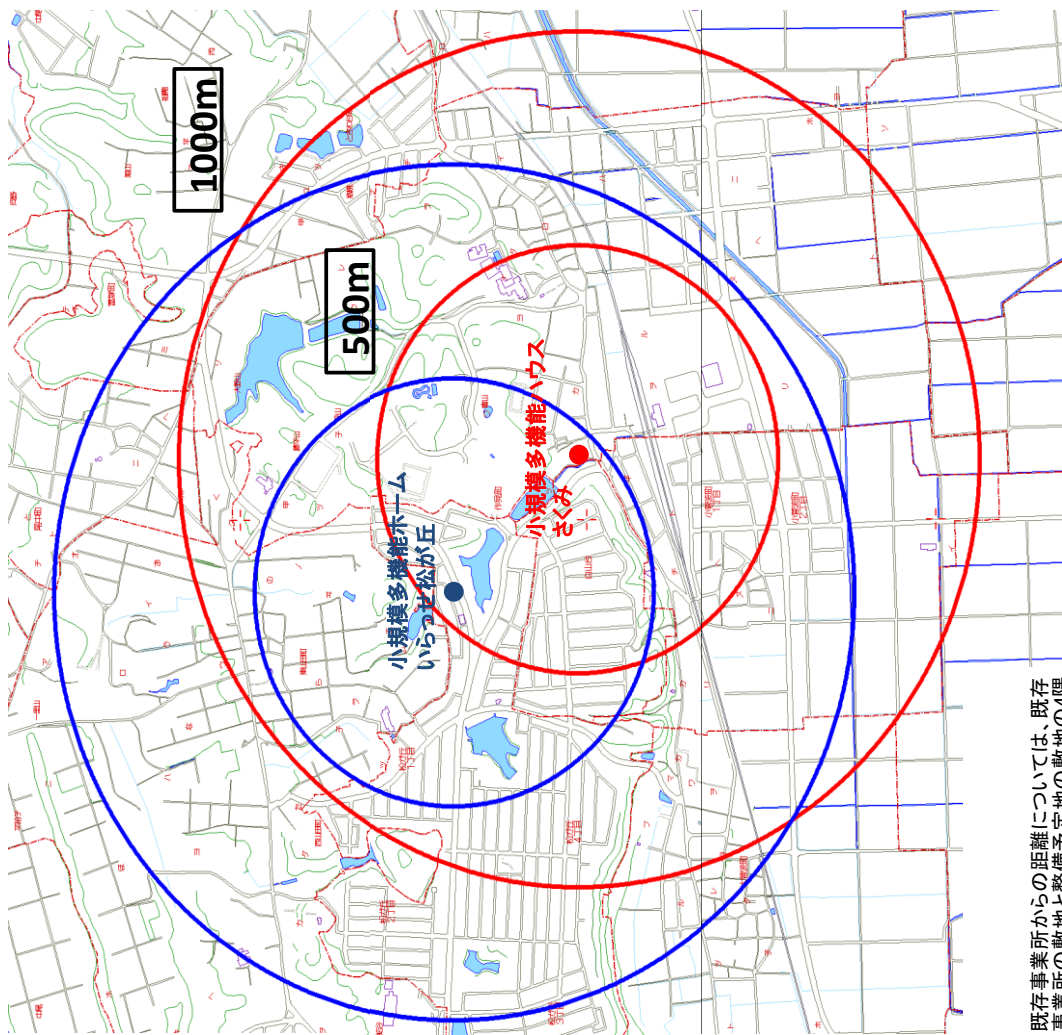
別添6

既存事業所の整備位置関係と事業所間の距離



既存事業所からの距離について(配点)

500m以上	600m未満	⇒ 0点
600m以上	700m未満	⇒ 1点
700m以上	800m未満	⇒ 2点
800m以上	900m未満	⇒ 3点
900m以上	1000m未満	⇒ 4点
1000m以上		⇒ 5点



既存事業所からの距離については、既存事業所の敷地と整備予定地の数地の4隅を結んだ中心点間の距離とする。

(あて先) 加賀市長

所在地

法人名称



代表者名



地域密着型サービス事業者応募申込書

次のとおり地域密着型サービス事業所の整備・運営を行いたいので、関係書類を添えて応募します。

1. 整備地区 庄地区（山代圏域）・分校地区（動橋圏域）

2. サービスの種類 小規模多機能型居宅介護

3. 補助金の活用希望の有無 有 ・ 無

4. 担当者連絡先

ふりがな 担当者名			
連絡先住所			
電話番号	－（ ）－	F A X	－（ ）－
E-Mail	@		

5. ヒアリング出席者

	整備予定事業所における予定職名	ふりがな 氏 名
出席者 1		
出席者 2		
出席者 3		

(様式2)

地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護）設立趣意・計画書

1) 事業主体（法人）の概要

法人名称		法人種別	
		代表者名	
設立(予定)年月日	年 月 日		
所在地	〒		
事業運営実績	年 月～年 月	サービス種類	事業所・施設名

添付書類：法人登記簿謄本、定款（寄付行為）、給与規程、就業規則（服務規程）、役員名簿（様式4）、直近3カ年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録）、既存事業概要・パンフレット、直近1か年の既存事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況の文書、納税証明書（非課税事業者除く）、証明済みの市税等納付状況調査同意書（様式5）

2) 事業所の概要

事業所名（仮称）	
開設予定（可能）年月日	年 月 日
設置場所（住所）	〒
交通の便（最寄りの交通機関等）	
都市計画法の用途地域	
併設施設等	

3) 建物の概要

建物構造	造り 階建て		
	耐火 ・ 準耐火 ・ その他		
建物の状況	竣工日： 年 月 建築（建築後 年）		
	建築基準法に基づく建築確認の用途		
消火設備	☐ スプリンクラー ☐ 簡易スプリンクラー ☐ 屋内消火栓 ☐ その他（ ）		
広さ	敷地面積（ ）㎡ 延床面積（ ）㎡		
居間及び食堂	延床面積（ ）㎡		
宿泊室	個室	室	2人部屋 室
	合計	室（宿泊可能 人）	

添付書類：建物計画図、土地および家屋の登記簿謄本、周辺地図、工事工程表、現況写真

4) サービス提供体制

登録定員	人	通いサービスの利用定員	人
		宿泊サービスの利用定員	人
通いサービスの基本時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分 まで		
宿泊サービスの基本時間	午後 時 分 ～ 午前 時 分 まで		
通常の事業の実施地域			
宿泊サービスの滞在費	1泊 円 2日目以降 円		
食事の提供に要する費用の見込み	朝食（ ）円 昼食（ ）円 夕食（ ）円 おやつ（ ）円 又は1日（ ）円		
その他の費用の見込み	名 目		金額見込み（例：〇〇円/回, 枚）
協力医療機関・歯科医療機関名			
連携施設・事業所等			

5) 配置予定職員の概要

従業者数	総数（ 人） うち常勤者（ 人） うち非常勤者（ 人） 常勤換算数（ 人）		
	うち有資格者		
	・ 介護福祉士		人
	・ 看護師（准看護師）		人
	・ 介護支援専門員		人
	・ 社会福祉士		人
	・ 精神保健福祉士		人
	・ 保健師		人
	・ その他（ ）		人
	うち認知症介護実践者等研修等の受講済者		
	・ 認知症介護実践研修・実践者研修 （認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程））		人
	・ 認知症介護実践研修・実践リーダー研修 （認知症（痴呆）介護実務者研修（専門課程））		人
	・ 認知症介護指導者養成研修		人
	・ フォローアップ研修		人
	・ その他（ ）		人
	うち認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式関連研修の受講済者		
	・ センター方式活用研修		人
	・ 地域推進研修		人
	・ 地域推進員スキルアップ研修		人
	・ 地域推進員フォローアップ研修		人
	・ 加賀市実践研修会参加者（平成16年度のモデル事業を含みます）		人
	その他地域密着型サービス提供に関する研修等の受講済者		
	（ ）		人
	（ ）		人
	（ ）		人

添付書類：経歴書（代表者、管理者、介護支援専門員）（様式6）

6) 職員体制の概要

		人数等（予定している体制）		
管理者		常勤者（1人）	兼務予定（ ）	
従業者 ※管理者の兼務は 含まず	（准）看護師	常勤者（ 人）	非常勤者（ 人）	常勤換算（ 人）
	（准）看護師以外	常勤者（ 人）	非常勤者（ 人）	常勤換算（ 人）
夜間の標準体制		宿泊者いる時	夜勤者数（ 人）	宿直者数（ 人）
		宿泊者いない時	夜勤者数（ 人）	宿直者数（ 人）

※宿泊者のいない時、訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している場合は、職員を置かないことができる。

7) 資金計画等

総事業費		千円
財源内訳	自己資金	千円
	補助金	千円
	借入金	千円
	その他（寄付金等）	千円

添付書類：資金計画書(様式7)、収支等見込書(様式8)、借入金償還計画書(様式9)、預金残高証明書、地元説明経緯(予定)書(様式10)

8) 介護サービス基盤の整備及び運営指針に関する考え方

(欄が足りない場合は適宜修正してください。また別添としても可)

I. 理念に基づく運営		
1	理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	理念
		共有方法
2	事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	
3	事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている	
4	運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	
5	市との連携 市担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くように取り組んでいる	
6	身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介護保険法指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	
7	虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見過ごされることがないように注意を払い、防止に努めている	

8	権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	
9	契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又は改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	
10	運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	
11	運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	
12	就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	
13	職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	
14	同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	

Ⅱ. 安心と信頼に向けた関係づくりと支援		
15	初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている	
16	初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている	
17	初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている	

18	本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	
19	本人を共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている	
20	馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	
21	利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずに利用者同士が関わり合い、支え合えるような支援に努めている	
22	関係を断ち切らない取組み サービス利用（契約）が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている	

Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント		
23	思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	
24	これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている	
25	暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている	
26	チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	
27	個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	
28	一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	

29	地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	
30	かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切にし、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	
31	看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している	
32	入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。	
33	重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所でできることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる	
34	急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	
35	緊急時等の対応 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態に対応する体制が整備されている	
36	バックアップ機関の充実 協力医療機関や介護老人福祉施設等のバックアップ機関との間で、支援体制が確保されている	
37	夜間及び深夜における勤務体制 夜間及び深夜における勤務体制が、緊急時に対応したものとなっている	
38	災害対策① 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	
39	災害対策② 災害時の利用者の安全確保のための体制が整備されている	

Ⅳ. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援		
40	一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	
41	利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が思いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている	
42	日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切にし、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	
43	身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している	
44	食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている	
45	栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	
46	口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないように、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	
47	排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている	
48	便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる	
49	入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々にそった支援をしている	
50	安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	

51	服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	
52	役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	
53	日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している	
54	お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	
55	電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	
56	居心地のよい共用空間づくり 共用の空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激（音、光、色、広さ、温度など）がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	
57	共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている	
58	居心地よく過ごせる居室の配慮 居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	
59	身体機能を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している	

9) 「小規模多機能サービス拠点の計画 目指すべき方向性と考え方（改訂版）」に関する考え方
 (欄が足りない場合は適宜修正してください。また別添としても可)

No.	分類	留意点	取組み・考え方
1	地域とのつながり	日常生活圏域および生活の継続性を考慮した敷地の選定がなされていますか	
2		地域を呼び込むプラスアルファの仕掛けを検討していますか	
3	建物の選定 (既存建物の転用の場合)	既存建物を転用する場合、小規模多機能サービスの機能を十分に満たすことができますか	
4		既存建物の改修の場合、建築基準法等をクリアしていますか	
5		既存建物の改修の場合、消防法等をクリアしていますか	
6	全体構成	「通り」と「泊まり」の空間的な連続性を検討していますか	
7		昼夜の空間の使い方を想定して計画していますか	
8		他の機能を併設する場合は、小規模多機能サービス拠点の落ち着きを確保できていますか	
9		半屋外・屋外環境の使い方を計画していますか	
10	玄関まわり	利用者をあたたかく迎え入れる玄関まわりになっていますか	
11		車いすのアクセスにも配慮していますか	
12	居間および食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保できていますか。	
13		落ち着きのある空間やしつらえになっていますか	

No.	分類	留意点	取組み・考え方
14		「通い」のスペースは食事だけでなく「会話する」「くつろぐ」「休息する」など多様な行為を想定した空間になっていますか	
15		自宅と同じ姿勢を取れるセッティングがありますか	
16		図面に必要な家具を書き込み、使い勝手を確認しましたか	
17	その他共用空間	共用空間に少人数で落ち着ける場所を複数用意していますか	
18		利用者の日用品や着替えなどを預けることのできる収納が確保されていますか	
19	キッチン	お年寄りも調理の過程を共有できるオープンなキッチンとなっていますか	
20		清潔で家庭的なキッチンですか	
21	廊下	認知症の方でも分かりやすい居室配置や廊下の構成になっていますか	
22	宿泊室	泊まりスペースは一人当たり7.43㎡（4畳半程度）以上を確保していますか	
23		「泊まり」の宿泊室はプライバシーが確保されていますか	
24		和室にするか洋室にするか十分に検討しましたか	
25	トイレ	「通い」と「泊まり」の利用者数を想定した適切なトイレの数が確保されていますか	
26		少なくとも一カ所は車いす対応のトイレを用意していますか	
27		トイレとして識別しやすいデザインになっていますか	

No.	分類	留意点	取組み・考え方
28	洗面	住まいらしい洗面スペースになっていますか	
29	浴室	介護しやすく、暮らしの場としての雰囲気損なわない浴室になっていますか	
30	トイレ・浴室・洗濯室の連携	トイレ・浴室・洗濯室のつながりを確保していますか	
31	職員スペース	受付のようなスタッフルームになっていませんか	
32		介護職員の記録業務、休憩・更衣に適したスペースが確保されていますか	
33	家具・設備・材料	お年寄りの身体寸法を考慮した家具・設備を想定していますか	
34		手すりは、その代替手段も含めた多様な対応を考えていますか	
35		どのような「はきもの」を想定した小規模多機能ですか	
36		骨折を防止する衝撃吸収性を有する床になっていますか	
37		暮らしの場としてふさわしい照明になっていますか	
38		暮らしの場としての雰囲気を壊さない防火設備を使用していますか	

1 0) 整備地域の特性（地理・社会・歴史）の認識とニーズの把握

1 1) 整備予定地の選定理由

1 2) 地域交流の拠点として、併設の介護予防拠点で取り組む内容

※既存事業所での取り組み	※新規事業所で取り組む内容

1 3) その他、事業所独自に行う取り組みやアピールしたい事項

事業者名:

評価項目	評価点	自己評価	特筆すべき点
Ⅰ. 理念に基づく運営			
1 理念の共有と実践	3		
2 事業所と地域とのつきあい	3		
3 事業所の力を活かした地域貢献	3		
4 運営推進会議を活かした取り組み	3		
5 市との連携	3		
6 身体拘束をしないケアの実践	3		
7 虐待の防止の徹底	3		
8 権利擁護に関する制度の理解と活用	3		
9 契約に関する説明と納得	3		
10 運営に関する利用者、家族等意見の反映	3		
11 運営に関する職員意見の反映	3		
12 就業環境の整備	3		
13 職員を育てる取り組み	3		
14 同業者との交流を通じた向上	3		
Ⅱ. 安心と信頼に向けた関係づくりと支援			
15 初期に築く本人との信頼関係	3		
16 初期に築く家族等との信頼関係	3		
17 初期対応の見極めと支援	3		
18 本人と共に過ごし支えあう関係	3		
19 本人と共に支えあう家族との関係	3		
20 馴染みの人や場との関係継続の支援	3		
21 利用者同士の関係の支援	3		
22 関係を断ち切らない取組み	3		
Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント			
23 思いや意向の把握	3		
24 これまでの暮らしの把握	3		
25 暮らしの現状の把握	3		
26 チームでつくる介護計画とモニタリング	3		
27 個別の記録と実践への反映	3		
28 一人ひとりを支えるための事業所の多機能化	3		
29 地域資源との協働	3		
30 かかりつけ医の受診支援	3		
31 看護職との協働	3		
32 入退院時の医療機関との協働	3		
33 重度化や終末期に向けた方針の共有と支援	3		
34 急変や事故発生時の備え	3		
35 緊急時等の対応	3		
36 バックアップ機関の充実	3		
37 夜間及び深夜における勤務体制	3		
38 災害対策①	3		
39 災害対策②	3		

【評価点の基準】

よく取り組んでいる:3点 普通:2点 やや不十分である:1点

評価項目	評価点	自己評価	特筆すべき点
Ⅳ. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援			
40 一人ひとりの尊重とプライバシーの確保	3		
41 利用者の希望の表出や自己決定の支援	3		
42 日々のその人らしい暮らし	3		
43 身だしなみやおしゃれの支援	3		
44 食事を楽しむことのできる支援	3		
45 栄養摂取や水分確保の支援	3		
46 口腔内の清潔保持	3		
47 排泄の自立支援	3		
48 便秘の予防と対応	3		
49 入浴を楽しむことができる支援	3		
50 安眠や休息の支援	3		
51 服薬支援	3		
52 役割、楽しみことの支援	3		
53 日常的な外出支援	3		
54 お金の所持や使うことの支援	3		
55 電話や手紙の支援	3		
56 居心地のよい共用空間づくり	3		
57 共用空間における一人ひとりの居場所づくり	3		
58 居心地よく過ごせる居室の配慮	3		
59 身体機能を活かした安全な環境づくり	3		
Ⅴ. 立地・構造・取り組み内容			
60 町中に事業所が整備されているか	3		
61 効果的な事業展開に必要な敷地面積が確保されているか	3		
62 協力機関(医療・福祉)と緊急時等に連携が取れる立地か	3		
63 地域との交流が図りやすい構造か	3		
64 自宅らしい雰囲気を取り入れた外観や内部構造か	3		
65 災害時の避難経路に十分な配慮がされているか	3		
66 整備地域の特性やニーズの把握	3		
67 介護予防拠点での取り組み内容	3		
68 独自の取組み・アピールポイント	3		

(様式4)

役 員 等 名 簿

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	住 所 電 話 番 号
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －
	年 月 日	
		－ () －

備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）について記入してください。

介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に基づき申請者、役員等は下記のいずれにも該当しない者であることが必要です。

【介護保険法第78条の2第4項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該

指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 七 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

(様式5)

(あて先) 加賀市長 住 所 又は所在地 氏名又は名称 及び代表者名 印 市税等納付状況調査同意書 加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則第3条に規定する行政サービス並びに許可及び認可の申請に当たり、次の市税等の納付状況について調査されることに同意する。 調査対象の市税等 (1) 加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)第3条に規定する税目 (2) 加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)第1条第1項に規定する国民健康保険税 (3) 加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年加賀市条例第18号)第1条に規定する利用者負担額(同条例附則第3項の規定により利用者負担額とみなされる廃止前の加賀市保育園の費用徴収に関する条例(平成17年加賀市条例第127号)第2条に規定する保育料を含む。) (4) 加賀市農業集落排水施設条例(平成17年加賀市条例第196号)第13条に規定する農業集落排水施設の使用料 (5) 加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)第13条第1項に規定する公共下水道の使用料 (6) 加賀市地域下水道条例(平成17年加賀市条例第195号)第13条に規定する地域下水道の使用料 (7) 加賀市営住宅条例(平成17年加賀市条例第185号)第14条第1項に規定する市営住宅の家賃 (8) 加賀市水道事業給水条例(平成17年加賀市条例第200号)第26条第1項に規定する水道料金 (9) 加賀市飲料水供給施設条例(平成20年加賀市条例第25号)第4条に規定する給水使用料金	平成 年 月 日
---	-----------------

[市税等納付状況調査結果記載欄] ※下の欄は記入しないでください。

調査年月日	年	月	日	調査担当職員					
賦課及び 納付状況	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
調査結果	上記申請者について、市税等の納付状況を調査した結果は、次のとおりである。 1 市税等の滞納が無い。 2 市税等の滞納が有る。 (備考)						(確認印)		

(様式6)

経 歴 書

事業所における職名		代 表 者 ・ 管 理 者 ・ 介 護 支 援 専 門 員	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 -)	電 話 番 号	
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職務内容
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
研修等の受講の状況等			

(様式 7)

資金計画書

整備に係る総事業費(単独設置の設置の場合は「総事業費」欄のみ記入)

(1) 事業費内訳

(単位: 千円)

	総事業費	うち当該整備事業所分 (他施設と合築の場合)	備考
土地取得関係費	0	0	借地料は控除
内訳 (購入)			
土地購入費			
土地権利費(敷金等)			
その他			
内訳 (定借)			
一時金(前金)			
借地料(一時金を控除した額)			
その他			
建物建設関係費	0	0	
内訳			
建築費(改修費含む)			
設計費			
外構工事費			
造成工事費			
その他			
その他費用	0	0	
内訳			
初度調弁・備品購入費			
運転資金(3ヶ月分)			
その他			
事業費計	0	0	

(2) 財源内訳

(単位: 千円)

	総事業費	うち当該整備事業所分 (他施設と合築の場合)	備考
自己資金	0	0	
内訳			
法人預金			
その他			
補助金	0	0	
内訳			
小規模多機能型居宅介護分			
借入金(元金を記入)	0	0	
その他	0	0	
内訳			
寄付金			
出資金			
その他			
財源内訳計	0	0	

(様式8)

収 支 等 見 込 書

平成 年 月 日～平成 年 月 日(開設予定日から一か年)

1 収益予想

内容	単価(円)	数量	年間収入予想
合計			0

2 費用見込

内容		単価(円)	数量	年間費用予想
人件費				
	人件費計			0
事務所経費等				
	費用小計			0
費用見積 計				0

3 収益見通し

年間収入予想	0
年間費用見積	0
年間収支見通し	0

4 月別状況

項目	年月												合計	月平均
利用者見込数													0	0
配置職員見込数													0	0

(様式9)

借入金償還計画書

借入先		借入金額	
-----	--	------	--

回数	返済年度	元金	利息	合計	予定している返還財源		
					介護報酬	宿泊費	
1	平成						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

※借入先が複数の場合は別葉としてください。

(様式10)

地 元 説 明 経 緯 (予 定) 書

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答(意見、要望等)

※設置予定地の周辺住民(町内会、自治会等)に対する説明・折衝状況について記載してください。今後の説明の予定についても記載してください。

※応募資料の提出前に少なくとも1回以上の地元説明を実施してください。

※整備予定地の隣接地等に住民がいる場合には必ず説明を行ってください。

※地元説明を行うにあたっては、市から決定があるまでは応募の段階であることを必ず説明し、地元住民に事業実施が決定したかのような誤解を与えないよう、注意願います。